

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 9 月 22 日

月 曜 日

第 3816 号

## 目 次

### 告 示

○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 1

### 公 告

○景観づくり住民協定の公表 2

○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 4

## 告 示

### 富山県告示第409号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び黒部加入区にあっては黒部市生地中区 365番地、くろべ漁業協同組合において、新湊加入区にあっては射水市八幡町一丁目1100番地、新湊漁業協同組合において、平成26年9月22日から平成26年10月6日まで縦覧に供する。

平成26年 9 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加 入 区	その他
能登 繁 黒部市生地 108番地 小幡 孝治 黒部市浜石田 129番地30	黒部加入区 黒部市一円の区域	くろべ漁業協同組合 に対し、漁船損害等 補償法第 113条第 1 項の申出をする。

高井 光二 高岡市下牧野89番地 4 矢野 信吾 射水市本町二丁目 9 番 2 号	新湊加入区 射水市一円（本江 を除く。）及び高 岡市一円（太田及 び渋谷を除く。） の区域	新湊漁業協同組合に 対し、漁船損害等補 償法第 113 条第 1 項 の申出をする。
--	--	---

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

### 景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成26年 9 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 協定の名称

勝興寺寺内町通り景観協定

#### 2 協定の目的

勝興寺の寺内町として、また万葉（国庁社）のふるさとを連想させる、風情漂う落ち着いたあるまちにふさわしい景観づくりを進めることにより、「勝興寺に通じる参道として歩いて楽しいまち」とすることを目的とする。

#### 3 協定の対象となる区域

高岡市伏木古国府及び伏木古府 2 丁目の一部の区域（別紙図面のとおりに）

#### 4 協定者の数

97名

#### 5 協定の内容

- (1) 協定者は、建築物などの新築、増改築又は修繕等を行うにあたっては、次の景観整備基準に適合するよう努めるとともに、事前に「勝興寺寺内町通り景観委員会」と協議するものとする。

## 景観整備基準

項目		景観整備基準
建築物	位置	建築物の壁面線の位置は敷地境界から後退させ、軒先や屋根面などが、周囲の建物と調和するように努める。
	高さ	3階建て以上の建築物は3階部分を通りから後退させ圧迫感を与えないようにする。
	屋根	屋根は、勾配屋根を基本とする。 屋根は和風瓦葺き、または同等意匠の材料とする。 屋根の色は黒色系を基調とする。
	外壁	外壁は自然素材（木材か土壁）、または、同等意匠の材料を基本とする。 外壁の色は自然素材を意識した落ち着いた色調とする。
	開口（戸や窓）	戸や窓枠の色は、茶系及び白・黒系を基本とする。 格子を取り入れるなど和風の意匠となるように努める。
	設備	エアコン室外機などに囲いをするなど見え掛かりには十分な配慮をする。
広告物等		広告などの看板類は自家用広告物のみとする。 広告物の位置、形態、色彩を町並みと調和のとれたデザインとする。
外構（垣・さく・塀）		垣・さく・塀などは、素材・色彩を周囲の景観に調和したものとす。
車庫		町並み景観に調和するように意匠に配慮する。
緑化		通りに面する敷地には、積極的に植栽を施し、花と緑の豊かな環境に努める。

(2) 協定者は、この協定によって整備された景観が良好に保たれるよう維持管理に努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成26年 9 月 1 日

7 協定有効期限

平成36年 8 月 31日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**土地区画整理組合の理事の氏名等の届出について**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により高岡市木津土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年9月22日

富山県知事 石 井 隆 一

上坂 敏雄	高岡市木津 955番地
多田 一則	高岡市木津 834番地
上野 貴司	高岡市木津 134番地
中村 義昭	高岡市木津 904番地
中村 克博	高岡市木津 858番地
上野 幹男	高岡市木津 847番地
上野 誠	高岡市木津 851番地
上野 治美	高岡市木津 845番地
上坂 宗雄	高岡市木津 842番地
上野 豊明	高岡市木津 289番地
角田 利昭	高岡市羽広1丁目8番30号
角田 昭	高岡市羽広1丁目8番21号